

## 会 議 録

|                    |     |  |    |      |      |     |
|--------------------|-----|--|----|------|------|-----|
| 会議名<br>(審議会等名)     |     | 第 1 2 回相模原市屋外広告物審議会  |    |      |      |     |
| 事務局<br>(担当課)       |     | 建築・住まい政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 5 2 (直通)  |    |      |      |     |
| 開催日時               |     | 令和 2 年 2 月 4 日 (火) 午前 1 0 時から正午まで  |    |      |      |     |
| 開催場所               |     | 相模原市役所 第 2 別館 第 3 委員会室   |    |      |      |     |
| 出席者                | 委員  | 6 人 (別紙のとおり)   |    |      |      |     |
|                    | その他 | 0 人  |    |      |      |     |
|                    | 事務局 | 5 人 (まちづくり計画部長、建築・住まい政策課長、他 3 人)   |    |      |      |     |
| 公開の可否              |     | 可  | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 0 人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 |     |  |    |      |      |     |
| 会議次第               |     | 1 開会<br>2 諮問<br>3 議題<br>景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定等について<br>( 1 ) 景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定における屋外広告物の基準について<br>( 2 ) 景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定に係る相模原市屋外広告物条例の改正について<br>4 その他<br>5 閉会 |    |      |      |     |

## 審 議 経 過

### 1 開会

事務局から会議成立の報告の後、田口会長により議事が進行した。主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 2 諮問

市長に代わり、荻野まちづくり計画部長から田口会長に対し、「景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定等について」について、諮問を行った。

### 3 議題

景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定等について

#### (1)景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定における屋外広告物に係る基準について

事務局から、景観形成重点地区の位置付け及び指定に向けた手続きなどについて説明した後、景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定における屋外広告物に係る基準の内容について説明を行った。主な意見等は次のとおり。

壁面利用広告物等について、「2階以下の高さに設置するよう努める。」とあるが、1年の大半は並木の葉に隠れて見えにくくなる。看板が出せないとお客さんが来ないという発想につながる。減らすだけでなく、統一したサインや集合サインを設置するなど当事者への配慮が必要である。

現地調査の結果、壁面利用広告物では、「さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。」という基準に関して適合しないものが11件あり、壁面突出広告物で「景観重要道路に突出しないものとする。」という基準に適合しないものが19件あることを把握している。

集合サインについて、どのように考えるか。

3階以上の店舗などは建築物の1階部分に集合サインを設置すること、建築物の新築の際に屋外広告物も併せて計画することなどについて許可申請及び景観の届出の事前協議の段階で、誘導していくことを考えている。

建築物を設計するときに屋外広告物と一緒に考えることが理想である。

高さに関しては、景観形成方針は、「集い、くつろぎ、訪れたいさくら並木の景観」ということで、歩行者の視点、低層部を意識したものとなっている。

にぎわいを作りたいという目標があるようで、人にたくさん来てほしい、歩く人を増やしたいということからは、歩行者の視点場という考え方になるので、高いところよりは低いところということになる。「歩行者」という言葉が入っていることから重要といえるだろう。

この通りは、商業地としてどのような地区か。

地区の北側に西門商店街があり、市内外から人が集っていただく商業地となっている。

車よりも歩行者を意識する必要があるということか。

車の速度もゆっくりで歩道の幅員が広く、歩行者に配慮された道路形態となっている。

人を呼び込むという点で、屋外広告物が重要である。

面積の小さい壁面突出広告は、屋外広告物の許可申請と景観の届出が不要となるが、道路占用許可を受ければ景観重要道路上に掲出出来てしまう。

今後、道路占用許可の担当課と調整していく必要があると考えている。

庁内で連携できないと小さい看板を複数出すことができってしまう。業界としては大きさによって基準が異なると説明しづらい面がある。景観を守るために設置できないとするか、小さいものは除くとするなどの線引きは決めておいた方が説明しやすい。

既に設置されている屋外広告物についての基準の適用はどうなるのか。

経過措置として、既存の屋外広告物については従前の基準とし、条例施行日以後に新たに設置する場合や大きさを変更する場合などに景観形成基準を適用することとしている。

景観形成重点地区の指定をすることは、方針のもとに理想的な景観形成をしていくことが考えられていると思う。屋上広告物について自己用の広告は設置できるとあるが、屋上広告は屋外広告物の中でも景観に与える影響が大きいため、通りを区分して掲出できる場所を特定するなどできないか。

自己用広告はビルの名称等を指すことをわかりやすく記載した方が良い。

地区指定を案内するパンフレット等に工夫して記載していきたい。

現地調査した結果、この通りには、自己用広告物以外の屋上広告はなかった。

歩行者の視点場という観点から重点的に景観形成を行おうとするときに、この地区の景観形成における屋上広告物のあり方を考えていただきたい。

この地区の中で北側は商店街、中央は官公庁街といったゾーンごとの特徴がある。

電車から見える位置の屋上広告物については他市においても認めている。市役所前さくら通りは相模原市のシンボルロードといえるものであり、市の顔になる通りである。屋外広告は情報発信装置として街になければならないものであることを踏まえ、この通りの景観形成をする上で、屋外広告物をどのように生かしていくかと考えるときにはきめ細かな制限も必要である。

1年の大半は並木で遠くは見えないので、屋上広告物を規制してよいと思う。

地震や台風による落下防止の指導や定期点検を義務化するなど安全対策を強化してもらいたい。

歩道上に広告旗が多くある。別の地区だが、夜だけ道路上に配線を出し看板を出す店もある。歩行する際の障害になるため、規制してもらいたい。

配慮する、努めるという表現が多いが、規制のためには看板の大きさの数値など具体的に示した方がよい。

市民アンケートでは、「最低限のルールは必要」、「ある程度の自由は必要」という御意見が多かった。定性的な表現と定量的な表現が混在しているが、安全上必要なものは確定的な表現をしている。配慮するという点については、表示や大きさなどは事前協議の中で、より良い景観への誘導を行っていくことを考えている。

景観形成は、条例を前提として、個々の建築物などの状況に応じて配慮してもらい、よりよい景観としていくという方法により進められている。

幅員の広い道路であるため屋上広告物に建築基準法の斜線規制の適用はないと思われるが、建築物に載せるものであるため、事前協議の際に建築基準法に適合しているか確認していただきたい。

高さ4メートル以上のものは、工作物の確認申請が必要となる。

屋内広告物は規制の対象にならないのか。

屋外広告物の基準の適用対象ではないが、建築物の景観形成基準に窓面看板について「通りの街並みを阻害しないように配慮する。」という基準を設けている。

## (2) 景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定に係る相模原市屋外広告物条例の改正について

事務局から、景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定に係る相模原市屋外広告物条例の改正の内容について説明を行った。主な意見等は次のとおり。

事前協議は必要であると思うが、看板のデザインや大きさなどが決定するまでに時間がかかるため、手続きが簡略化されるとよい。メールなどを活用できるとありがたいが、市の事務負担を考えると業界としても考えていかななくてはいいない。許可申請率の向上が業界の課題であると思う。

事前協議が活用されるためにも、許可申請がされることが望まれる。

景観形成重点地区に指定された場合、事前協議の手続きをとらないと屋外広告物を掲出できないのか。

5平方メートル以下の自己用の屋外広告物は手続きの対象外となる。5平方メートル超えのものについて景観条例において事前協議を規定する。

景観形成重点地区のそもそもの考え方として、商店街や官庁街などのゾーンごとの名称を付けた方が市民にとってわかりやすい。

市役所本庁舎の3階に横断幕を設置している。市の広報資料であることから、屋外広告物許可申請は適用除外となるため、景観形成基準の適用もないが、この点について御意見を伺いたい。

歩道からは見ないので、桜並木の景観に影響するとは思わない。

市のコマースの1つであるので必要と思う。

横断幕自体が市民に認識されているのか、必要であるか検討した方が良い。

横断幕は、空間の中でインターネット上のバナーのような存在であり、興味を持った人がさらに深い情報を得ることにつながる、情報ネットワークの入口と言える。

屋外広告物許可申請物件の景観形成基準の適用について、屋外広告物条例の経過措置として新たに表示等する場合としているが、5年や10年などの期間を設けることなども考えられる。この点に対する御意見を伺いたい。

許可申請がされているものであれば、継続申請の際に景観形成基準の内容で事前協議ができる。

許可申請をしていない場合に期限を設定することにより景観形成基準に合わせて申請するとは思えない。

これまでも景観形成重点地区の指定に向けた景観協議会の取組を当該地区の方々等に周知してきている。景観形成重点地区の指定の前後で、屋外広告物許可申請及び景観形成基準について周知を図る予定である。

他市において屋外広告物の高さの基準に変更があり、大規模修繕などの際に変更後の基準に適合することとしたが、長期間、修繕が行われずに変わらないままのものがある。設置者の経済的事情を考慮し、事前協議などで考える必要がある。

建築基準法でも大規模修繕の時期の規定はない。既にあるもので違法状態にならないものであれば、設置者の経済的負担を考慮し、改修や更新が必要となったときに景観形成基準を適用することで良いと思う。

屋外広告物の大きさの変更はないが表示内容等の変更があるものを景観形成基準の適用対象から除くと、ずっと変わらず設置されることになる。表示する物件を長期間使用することによる安全面の問題もでてくる。

景観形成基準の適用対象について、表示内容の変更等の軽微な変更を除外しないことも考えられる。

経過措置における期限の設定については、御意見を踏まえ、庁内で検討させていただく。

景観形成重点地区の指定に伴う景観形成基準の策定等について、原案を承認し、審議の内容を踏まえた修正の確認について会長に一任することとされた。

4 その他  
なし

5 閉 会

## 第 1 2 回 相模原市屋外広告物審議会委員出欠席名簿

|   | 氏 名    | 所 属 等                   | 備 考 | 出欠席 |
|---|--------|-------------------------|-----|-----|
| 1 | 田口 敦子  | 多摩美術大学 名誉教授             | 会 長 | 出席  |
| 2 | 栗谷 布由実 | 神奈川県弁護士会                |     | 出席  |
| 3 | 丸山 薫   | 公募委員                    |     | 出席  |
| 4 | 田中 昌洋  | 相模原市青少年健全育成組織連絡協議会      |     | 出席  |
| 5 | 古橋 裕一  | 相模原商工会議所                |     | 欠席  |
| 6 | 大峰 英一  | 一般社団法人神奈川県広告美術協会県央支部    | 副会長 | 出席  |
| 7 | 吉田 雅幸  | 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部 |     | 出席  |